厚生大臣が定める療養

一　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第七条第二十三項に規定する療養型病床群等に入院している要介護者（同法第七条第三項に規定する要介護者をいう。以下同じ。）の急性増悪等により、当該要介護者に対して緊急に行った療養（同法第四十八条第一項の規定に基づき施設介護サービス費を支給されるものを除く。）

二　病院である指定介護療養型医療施設（介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）であって療養病棟（健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年三月厚生省告示第五十四号）に規定する療養病棟をいう。）、老人病棟（老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成六年三月厚生省告示第七十二号。以下「老人算定基準」という。）に規定する老人病棟をいう。）又は老人性痴呆疾患療養病棟（老人算定基準に規定する老人性痴呆疾患療養病棟をいう。）に該当する病棟の数が一であるもの及び診療所である指定介護療養型医療施設において、これらの病棟又は診療所の病室のうち、患者の性別ごとに各一つの病室（当該病室の病床数が四を超える場合においては、当該病室のうち四病床に限る。）を定め都道府県知事に届け出た場合について、当該届け出た病室に入院する者に対して行われる療養

三　老人算定基準別表第二に規定する療養（介護保険法第四十八条第一項の規定に基づき施設介護サービス費が支給されるものを除く。）

○厚生省告示第百七十六号

老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成六年三月厚生省告示第七十二号）に基づき、要介護被保険者等である患者について医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成六年三月厚生省告示第七十二号。以下「老人算定基準」という。）第六号に規定する厚生大臣が定める場合は、別表第一の上欄に掲げる患者の区分に従い、同表の下欄に掲げる老人算定基準に掲げる療養を行った場合とする。ただし、別表第二の上欄に掲げる療養に要する費用を算定する場合にあっては、同表の下欄に規定する算定方法による。

平成十二年三月三十一日

厚生大臣　丹羽　雄哉

要介護被保険者等である患者について医療に要する費用の額を算定できる場合

別表第一

患者の区分	老人算定基準に掲げる療養
入院中以外の患者（以下単に「患者」という。）のうち入院中以外のもの	別表第一第1章第1部、第2章第1部、同章第2部（健康保険法第一条第一項に規定する在宅患者訪問看護・指導料、別表第一第1章第1部、第2章第1部、同章第2部（健康保険法第一条第一項に規定する在宅患者訪問薬剤管理指導料、別表第一第1章第1部、第2章第1部、同章第2部（健康保険法第一条第一項に規定する在宅患者訪問栄養食事指導料及び別表第一第1章第1部、第2章第1部、同章第2部（健康保険法第一条第一項に規定する在宅患者訪問歯科衛生指導料及び別表第一第1章第1部、第2章第1部、同章第2部（健康保険法第一条第一項に規定する在宅患者訪問口腔指導管理料、第12章に掲げる在宅患者訪問口腔指導管理料、第12章に掲げる在宅患者訪問口腔指導管理料、第12章に掲げる

老人算定基準別表第一第1章第2部5に掲げる退院患者継続訪問指導料が算定されるべき療養	健康保険の算定方法別表第一第2章第1部第1節区分B009に掲げる診療情報提供料(A)（注2に係る場合に限る。）が算定されるべき療養	健康保険の算定方法別表第一第2章第1部第1節区分B009に掲げる診療情報提供料(A)（注2及び注5に係る場合に限る。）及びB011に掲げる診療情報提供料(C)が算定されるべき療養	健康保険の算定方法別表第一第2章第2部第2節区分C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料が算定されるべき療養
介護療養型病床群等から退院した者である患者については、算定できない。	同一月において、法第七条第十項に規定する居宅療養管理指導（医師が行う場合に限る。）を行い、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の5の居宅療養管理指導費（以下「居宅療養管理指導費」という。）を算定した患者については算定できない。	短期入所療養介護を受けている患者については算定できる。	

健康保険の算定方法別表第一第2章第8部精神療法及びI008に掲げる入院集団精神療法が算定されるべき療養	健康保険の算定方法別表第一第2章第8部第1節区分I005に掲げる入院集団精神療法が算定されるべき療養	老人算定基準別表第二第1章6に掲げる老人歯周疾患基本指導管理料、同章7に掲げる歯科口腔疾患指導管理料、同章8に掲げる老人慢性疾患生活指導料及び健康保険の算定方法別表第二第2章第1部区分B009に掲げる診療情報提供料(A)（注2に掲げる場合に限る。）が算定されるべき療養	健康保険の算定方法別表第一第2章第1節区分I005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料が算定されるべき療養
同一日に、厚生大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数（平成十二年二月厚生省告示第二十一号）別表の13に掲げる精神科作業療法又は14に掲げる痴呆性老人入院精神療法に関する基準別表の9二(2)の特定診療費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十一号）別表第一3八(4)の特定診療費を算定した患者については、算定できない。	同一月において、法第七条第十項に規定する居宅療養管理指導（歯科医師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費を算定した患者については、算定できない。	特掲診療料の施設基準等（平成十二年三月厚生省告示第六十八号）別表第五に規定する疾病等の患者及び急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に係る場合に限り算定できる。	

健康保険の算定方法別表第三第2章第1節区分10から13までに掲げる薬剤服用歴管理・指導料、薬剤情報提供料1及び2並びに長期投薬特別指導料が算定されるべき療養	老人算定基準別表第二第1章6に掲げる老人歯周疾患基本指導管理料、同章7に掲げる歯科口腔疾患指導管理料、同章8に掲げる老人慢性疾患生活指導料及び健康保険の算定方法別表第二第2章第1部区分B009に掲げる診療情報提供料(A)（注2に掲げる場合に限る。）が算定されるべき療養	健康保険の算定方法別表第一第2章第8部精神療法及びI008に掲げる入院集団精神療法が算定されるべき療養	健康保険の算定方法別表第一第2章第2部第2節区分B009に掲げる診療情報提供料(A)（注2及び注5に係る場合に限る。）及びB011に掲げる診療情報提供料(C)が算定されるべき療養
（備考） 一　この表において「法」とは、介護保険法をいう。 二　この表において「健康保険の算定方法」とは、平成六年三月厚生省告示第五十四号）をいう。 三　この表において健康保険の算定方法を引用する場合は、老人算定基準の各部の注におけるその例によるとされている場合をいう。	同一月において、法第七条第十項に規定する居宅療養管理指導（歯科医師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費を算定した患者については、算定できない。	同一日に、厚生大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数（平成十二年二月厚生省告示第二十一号）別表の13に掲げる精神科作業療法又は14に掲げる痴呆性老人入院精神療法に関する基準別表の9二(2)の特定診療費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十一号）別表第一3八(4)の特定診療費を算定した患者については、算定できない。	老人算定基準別表第二第1章6に掲げる老人歯周疾患基本指導管理料、同章7に掲げる歯科口腔疾患指導管理料、同章8に掲げる老人慢性疾患生活指導料及び健康保険の算定方法別表第二第2章第1部区分B009に掲げる診療情報提供料(A)（注2に掲げる場合に限る。）が算定されるべき療養

○厚生省告示第百七十七号

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成六年九月厚生省告示第二百九十六号）及び老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護の費用の額の算定に関する基準（平成四年二月厚生省告示第二十九号）の規定に基づき、要介護被保険者等である利用者について指定訪問看護及び指定老人訪問看護の費用に要する額を算定できる場合を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十一日

厚生大臣　丹羽　雄哉

要介護被保険者等である利用者について指定訪問看護及び指定老人訪問看護の費用に要する額を算定できる場合

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成六年九月厚生省告示第二百九十六号）第二号及び老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護の費用の額の算定に関する基準（平成四年二月厚生省告示第二十九号）第二号に規定する厚生大臣が定める場合は、次に掲げる指定訪問看護及び指定老人訪問看護（以下「指定訪問看護等」という。）の提供を行う場合とする。

一　特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護等

二　末期の悪性腫瘍の利用者に対する指定訪問看護等

三　特掲診療料の施設基準等（平成十二年三月厚生省告示第六十八号）別表第五に掲げる名称の疾病の利用者に対する指定訪問看護等

四　訪問看護基本療養費(I)又は老人訪問看護療養費(I)が算定される指定訪問看護等

○厚生省告示第百七十八号

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成六年九月厚生省告示第二百九十六号）及び老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護の費用の額の算定に関する基準（平成四年二月厚生省告示第二十九号）の規定に基づき、指定訪問看護及び指定老人訪問看護に係る厚生大臣の定める場合を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十一日

厚生大臣　丹羽　雄哉

指定訪問看護及び指定老人訪問看護に係る厚生大臣の定める場合

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成六年九月厚生省告示第二百九十六号）別表の1の注7及び老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護の費用の額の算定に関する基準（平成四年二月厚生省告示第二十九号）別表の1の注7に規定する厚生大臣が定める場合は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第十五項に規定する痴呆対応型共同生活介護又は同法第七条第十六項に規定する特定施設入所者生活介護の提供を受けている利用者に対し、特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護又は指定老人訪問看護を行う場合とする。

介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第二十六条第二項の規定に基づき、厚生大臣が定める額を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十一日

厚生大臣　丹羽　雄哉

介護保険法施行法第二十六条第二項の厚生大臣が定める額

特定老人保健施設の入所者である老人医療受給対象者が介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第二十六条第一項の規定による改正後の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）に規定する医療費の支給を受ける場合における当該医療費（以下「特定老人保健施設療養費」という。）の額として厚生大臣が定める額は、別表により算定した額とする。

別表

特定老人保健施設療養費額算定表

通則

特定老人保健施設療養費の額は、第1により算定した費用の額に100分の90を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）及び第2により算定した額から介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第2項第2号に規定する標準負担額）を控除した額の合計額とする。

第1　特定老人保健施設基本施設療養費

1　特定老人保健施設入所者基本療養費（1日につき）

イ　特定老人保健施設基本療養費(I)　8,310円

ロ　特定老人保健施設基本療養費(II)　7,590円

注1　厚生大臣が定める施設基準（平成12年2月厚生省告示第26号）第9号に規定する介護保険施設に適合し、かつ、厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年2月厚生省告示第29号）第4号において準用する第2号イに定める基準を満たすものとして都道府県知事に届出を行っている介護老人保健施設である特定老人保健施設において、当該施設基準に掲げる区分に従いそれぞれ所定額を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定額の100分の97に相当する額を算定する。なお、当該特定老人保健施設が、入所者数又は医師、看護職員（看護婦、看護士、准看護婦又は准看護士をいう。）、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは介護支援専門員（介護保険法第79条第2項第2号に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。）の員数に関し、厚生大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年2月厚生省告示第27号）第8号に規定する算定方法によるべき介護老人保健施設である場合においては、当該算定方法の例により算定する。この場合において、同号イ及びロの表中「単位数」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

2　当該特定老人保健施設が、常勤の理学療法士又は作業療法士を１人以上配置し、かつ、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第２条第１項第５号の基準を満たす場合であって、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を常勤換算方法（同条第３項に規定する常勤換算方法をいう。）で入所者数を50で除した数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出たものについては、１日につき120円を所定額に加算する。

3　入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、１月に６日を限度として所定単位数に代えて１日につき4,440円を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は、算定できない。

2　退所時等指導加算

イ　退所時指導等加算

(1)　退所前後訪問指導加算　4,600円

(2)　退所時指導加算　10,700円

ロ　老人訪問看護指示加算　3,000円

注１　イの(1)については、入所者の退所に先立って当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合に、入所中１回を限度として算定し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して療養上の指導を行った場合に、退所後１回を限度として算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

2　イの(2)については、入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所時に、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合（当該入所者の退所後の主治の医師が明らかである場合にあっては、当該医師に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の紹介を行った場合に限り、当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者その他の事業者がいる場合にあっては、当該事業者に対して、当該入所者の同意を得て、退所の日から２週間以内に当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービスに必要な情報を提供した場合に限る。）に、入所者１人につき１回を限度として算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。

3　ロについては、入所者の退所時に、特定老人保健施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）が必要であると認め、当該入所者の選定する指定訪問看護ステーション（同令第60条第１項第１号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）に対して、当該入所者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合に、入所者１人につき１回を限度として算定する。

3　緊急時施設療養費

入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

イ　緊急時治療管理（１日につき）　5,000円

注１　入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

2　緊急時治療管理が行われた場合に３日を限度として算定する。

3　同一の入所者について１月に１回を限度として算定する。

ロ　特定治療

老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成６年３月厚生省告示第72号）別表第一老人医科診療報酬点数表（以下「老人医科診療報酬点数表」という。）第１章及び第２章において、老人保健法（昭和57年法律第80号）第25条第３項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療（厚生大臣が定める者等（平成12年２月厚生省告示第23号）第14号に規定するものを除く。）を行った場合に、当該診療に係る老人医科診療報酬点数表第１章及び第２章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。

第２　基本食事療養費（１日につき）　2,120円

注１　次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う特定老人保健施設の入所者について、当該食事の提供を行ったときに算定する。

イ　食事の提供が、管理栄養士によって管理されていること。

ロ　入所者の年齢及び心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ　適時の食事の提供が行われていること。

ニ　適温の食事の提供が行われていること。

ホ　食事の提供が、厚生大臣が定める基準（平成12年２月厚生省告示第25号）第２号に規定する基準に適合する介護老人保健施設である特定老人保健施設において行われること。

2　次のいずれかの基準に該当する食事の提供を行ったときは、次に掲げる区分に従って、１日につき次に掲げる額を所定額から減算する。

イ　注１のロ及びホの基準に適合し、かつ、注１のイ、ハ又はニの基準のいずれかに適合しないこと（注１のイの基準に適合しないときは、食事の提供が栄養士によって管理されている場合に限る。）。　200円

ロ　食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていないこと、注１のロの基準に適合しないこと又は注１のホの基準に適合しないこと。　600円

3　食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、かつ、注１のロ及びホの基準に適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う特定老人保健施設が、厚生大臣が定める者等（平成12年２月厚生省告示第23号）第15号に規定する特別食を提供したときは、１日につき350円を所定額に加算する。

○厚生省告示第百八十号

老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護の費用の額の算定に関する基準（平成四年二月厚生省告示第二十九号）の規定に基づき、厚生大臣が定める老人訪問看護療養費に係る老人訪問看護スケーショハの基準の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。ただし、同日前に行われた老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護の費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成十二年三月三十一日

厚生大臣　丹羽　雄哉

題名を「厚生大臣が定める老人訪問看護療養費に係る訪問看護スケーショハの基準」に改める。

第一号ロ中「第四十六条の十七の七第二項」を「第四十六条の五の六第一項」に改め、同号ハ中「指定老人訪問看護の人員及び運営に関する基準（平成四年厚生省令第三号）第二条第一項」を「指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第二条第一項」に改める。

○厚生省告示第百八十一号

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第二十八条第三項第一号の規定に基づき、第二十八条第三項第一号の規定に基づき厚生大臣が定める給付（平成九年八月厚生省告示第百六十七号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十一日

厚生大臣　丹羽　雄哉

第一号中「第2章第1部9」を「第2章第1部7」に改める。

第二号中「第2章第2部10」を「第2章第2部6」に改める。

第十一号中「施設入所者自己腹膜灌流薬剤・材料料」を「施設入所者自己腹膜灌流薬剤及び材料料」に改める。